

[異常時通報連絡の公表文（様式 1－2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(令和 7 年 11 月分)

R 7.12.10

原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

1 令和 7 年 11 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があつた異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の 公表 区分	異常事項	発生年月日	概 要	管理 区域 該当	国へ の 報告	備考
C	作業員の負傷 (3号機)	7.11.13	<p>11月13日に協力会社作業員が、足の痛みを感じたため病院を受診するとの連絡があつた。</p> <p>当該協力会社作業員は、11月12日に伊方発電所3号機取水ピット付近を通行中に足を負傷し、11月13日になつても痛みを感じたため受診するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度：足を負傷 ・意識の有無：有 ・計画外被ばくの有無：無 ・汚染の有無：無 ・作業の状況： <p>11月12日に伊方発電所3号機取水ピット付近において、通行中に足を負傷した模様</p> <p>このため、11月13日に当該協力会社作業員は社有車にて病院に搬送することとした。</p> <p>当該協力会社作業員は病院で診察及び治療を受け、「右足捻挫」と診断され、帰宅した。</p> <p>その後、当該協力会社作業員は11月14日に出社した。</p>	外	×	今回 公表

県の 公表 区分	異常事項	発生年月日	概 要	管理 区域 該当	国へ の 報告	備考
B	補助建屋排気筒 高レンジガスモニタ電源装置の 不具合 (3号機)	7.11.27	<p>伊方3号機は第18回定期事業者検査中のところ、補助建屋排気筒高レンジガスモニタの故障を示す信号が発信した。当直員にて現地確認し、サンプリングポンプが停止していたことから、再起動を試みたところ、再起動不可であることを確認した。</p> <p>このため、保修員にて状況を確認し、詳細な点検が必要と判断した。</p> <p>なお、補助建屋排気筒ガスモニタを含め、その他放射線モニタの指示に異常はない。</p> <p>その後、補助建屋排気筒高レンジガスモニタのサンプリング盤内にある制御回路に電源を供給する電源装置が不調であることを確認したため、当該電源装置を予備品に取り替えた。</p> <p>これにより、サンプリングポンプが正常に起動し、補助建屋排気筒高レンジガスモニタの測定に問題がないことを確認したことから、通常状態に復旧した。</p> <p>今後、詳細を調査する。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p>	内	×	11/27 公表済み

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。